

令和7年分 所得税の確定申告のお知らせ ▶詳しくは北那覇税務署へお尋ねください。

国税庁では、パソコンやスマートフォン等を利用した自宅からの確定申告を推奨しています。なお、申告相談が必要な場合は受付期間中にご来場ください。還付申告は、2月13日(金)以前でも提出できます。

受付期間

2月16日(月)～3月16日(月)

※土日祝日除く。3月1日(日)に限り、日曜日も対応を行います。

受付場所・時間

浦添産業振興センター・結の街(浦添市勢理客4-13-1)

午前9時～午後4時

※混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

お問い合わせ

北那覇税務署 TEL:098-877-1324

令和8年度(令和7年分) 町県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ

令和8年1月1日現在西原町に居住していた方は、申告の対象となります。それ以外の方は、令和8年1月1日現在居住していた市町村にお問い合わせください。

受付期間

2月16日(月)～3月16日(月) (土日祝日除く)

※3月17日(火)～5月29日(金)は税務課窓口での申告不可。

受付場所・時間・定員

町民交流センター(役場庁舎内)

午前8時45分～午前10時15分(60名)

午後1時30分～午後3時30分(70名)

注意事項

確定申告の受付は簡易的なものに限ります。

土地・株式等の譲渡所得がある方、利子・配当所得がある方、青色申告する方、住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、北那覇税務署が主催する確定申告会場での申告が必要です。

町県民税申告書について

前年に町県民税申告を行った方等へ1月下旬発送予定です。
税務課窓口または役場申告会場でも配布予定です。

お問い合わせ

西原町役場 税務課 町県民税係 TEL:098-945-4729

スマホとマイナンバーカードを利用した電子申告が便利です！

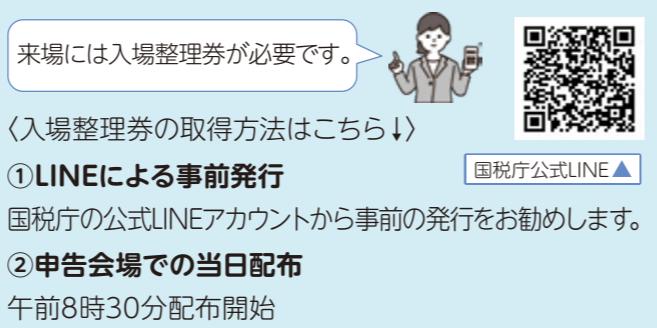
国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用して電子申告が可能です。

マイナンバーカードを使って、マイナポータル連携を利用すると、給与等の収入に関する情報や医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得できます。申告書の該当項目へ金額等が自動入力されるため、作成がより簡単で便利になります。
(給与データの取得は、事業主がオンラインで源泉徴収票を提出していること等の要件があります。)

(注)マイナンバーカード読み取対応のスマートフォンがあればご利用可能です。

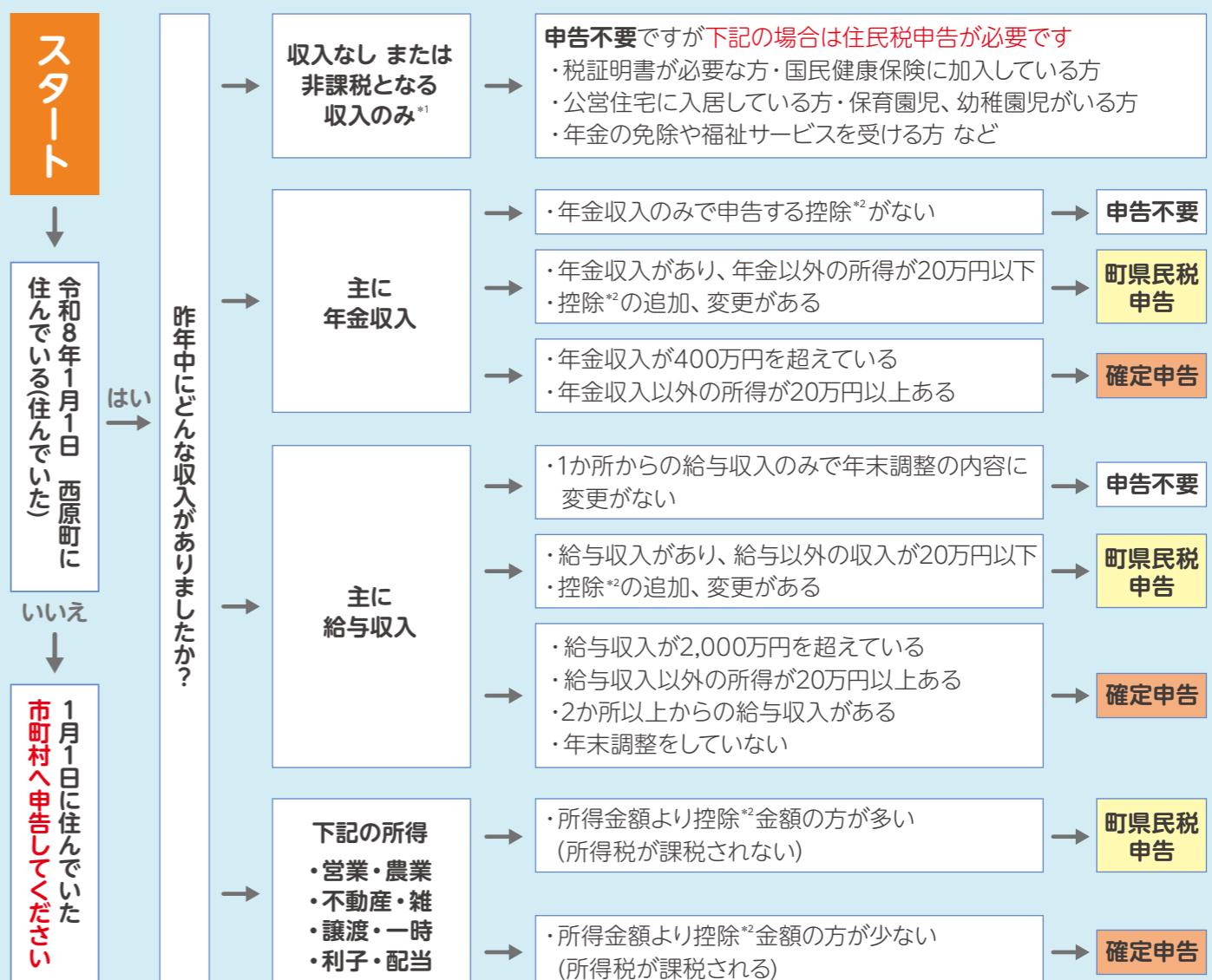


お問い合わせ 北那覇税務署 TEL:098-877-1324



申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か住民税申告かを簡易的に判断できます。※確定申告する際は住民税申告は必要ありません。



フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。

*1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業手当などがあります。

*2 控除とは、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除など税法上の控除を指します。

申告しないとどうなる？

- 所得証明などの各種証明書が発行できません。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の場合、医療費負担額が正しく査定できず、不利益を生じる場合があります。
- 給付金や手当の対象者に該当しても受給できない場合があります。
- 期間内に申告しなかった場合、住民税の支払い一回当たりの額が高くなります。また、申告受付後は証明書発行まで1週間から1ヶ月程度かかります。

